

公調委令和6年（セ）第9号 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

5

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定の趣旨

1 申請人ら

10

（1）被申請人は、申請人 a に対し、30万円を支払え。

（2）被申請人は、選定者 b に対し、30万円を支払え。

（3）被申請人は、選定者 c に対し、30万円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

15

第2 事案の概要

本件は、被申請人が建物解体工事を行った敷地の隣地に居住する申請人らが、同解体工事から生じる騒音、振動及び悪臭によって、申請人らに健康被害が生じ精神的苦痛を被ったなどと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、申請人らそれぞれに対して慰謝料30万円を支払え、との裁定を求める事案である。

20

1 前提事実（文中掲記の証拠及び審問の全趣旨により認められる事実）

（1）当事者等

ア 申請人ら

申請人らは、遅くとも令和3年頃から、東京都葛飾区〇〇所在の居宅

25

（以下「本件居宅」という。）に居住している（審問の全趣旨）。

イ 被申請人

被申請人は、令和6年2月頃から、動力としてバックホウ（土木建設機械の一種）を使用して、本件居宅の隣地である東京都葛飾区△△に建っていた家屋の解体工事（以下「本件解体工事」という。）を行った（乙2、職1、審問の全趣旨）。

5 （2）本件居宅及び本件解体工事現場の周辺状況等

本件居宅の東側と本件解体工事現場の西側は隣地として接しているところ、本件居宅及び本件解体工事現場の南側には、一方通行の道路を隔てて、d株式会社のe線のfが通っている。

また、本件居宅及び本件解体工事現場所在の葛飾区△△の区画の西側に
10 は、東京都道●線（以下「●線」という。）が通っている。（乙3）

（3）審理の経過等

申請人らは、葛飾区環境課公害対策相談係に対し、令和6年2月19日、本件解体工事の騒音について苦情を申し立てるFAXを送信し、同月20日、騒音測定の実施を求めるFAXを送信した。

15 葛飾区環境課は、同月22日、本件解体工事現場で騒音測定を実施した（以下「本件葛飾区測定」という。）。（職1）

申請人らは、令和6年6月20日、本件申請をした。

本件裁定委員会は、令和7年1月21日、審問期日を開催し審問を終結した。（審問の全趣旨）

20 （4）規制等

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月22日条例第215号）（公知の事実）

（改善勧告及び改善命令）

第百二十五条 知事は、別表第九に掲げる建設作業（以下「指定建設作業」という。）に伴い発生する騒音（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第三項に規定する特定建設作業に係るものを除く。以下この条
25

において同じ。) (中略) が規則で定める基準を超え、かつ、当該指定建設作業若しくは当該工事の行われる場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき (中略) は、それらの事態を排除するため、指定建設作業若しくは当該工事 (中略) を施工する者に対し、期限を定めて、騒音 (中略) の防止の方法若しくは作業の方法を改善し、又は指定建設作業の作業時間を変更することを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定建設作業 (中略) を施工しているときは、期限を定めて、同項の事態を排除するために必要な限度において、騒音 (中略) の防止の方法若しくは作業の方法を改善し、又は指定建設作業の作業時間を変更することを命ずることができる。

別表第九 指定建設作業 (第二百二十五条関係)

九 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五十メートルを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。)

イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 (平成13年3月9日規則第34号) (公知の事実)

(指定建設作業に係る勧告基準)

第六十一条 条例第二百二十五条第一項に規定する規則で定める指定建設作業に伴い発生する騒音又は振動の基準は、別表第十四に掲げるとおりとする。ただし、この基準は、同表一 騒音の部の表第一号の基準を超える音量の騒音又は同表二 振動の部の表第一号の基準を超える大きさの振動を発生する指定建設作業について同項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、同表一 騒音の部の表第三号又

は同表二 振動の部の表第三号の規定にかかわらず、一日における作業時間をこれらの号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。（後略）

別表第十四 指定建設作業に適用する勧告基準(第六十一条関係)

一 騒音

一 指定建設作業の場所の敷地の境界線における騒音が、次に掲げる指定建設作業の種類ごとに次に定める音量であること。（中略）

(二) 条例別表第九第九号に掲げる指定建設作業 八五デシベル備考

一 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。（後略）

二 騒音の測定は、計量法第七十一条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(F A S T)を用いることとする。

三 騒音の測定方法は、日本産業規格Z 八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの値は、次に定めるとおりとする。（中略）

(三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。（後略）

ウ 葛飾区建築物の解体工事等に係る計画の事前周知に関する要綱（平成18年5月1日18葛環環第86号）（公知の事実）
（事前周知）

第6条 元請業者等は、解体工事等を行おうとするときは、当該解体工事等の開始の7日前までのできるだけ早い時期に、工事に係る計画の内容について近隣住民に説明するものとする。（後略）

2 元請業者等は、前項の説明をした場合は速やかに、その内容を別
記様式により区長に報告するものとする。（後略）

（説明事項）

第7条 元請業者等は、前条第1項の規定による解体工事等の説明におい
て、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を説明するよう努める
ものとする。

（1）解体建築物の規模及び構造

（2）解体建築物の位置及び隣接建築物との位置関係の概要

（3）工期、解体方法、作業時間及び作業内容等

（4）安全対策、騒音・振動・粉じん等に対する公害防止対策（後略）

（5）環境基準等

ア 環境基準

建設作業騒音は、発生源の性質として同一の場所で発生する期間が限定
され、かつ、その期間の後、再び同一場所において反復的に発生すること
がないことなどから、騒音に係る環境基準（環境基本法第16条第1項の
規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の
健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準）は、建設作業騒
音には適用しないものとされているが、参考として基準を確認する。

本件居宅及び本件解体工事現場は第一種住居地域で（職1）、昼間（午前
6時から午後10時まで）の騒音に係る環境基準は $L A_{eq}$ （等価騒音レ
ベル。以下同じ。）55dB以下である（葛飾区平成24年3月30日告示
第77号、地域の類型B。公知の事実）。

なお、本件居宅は●線の道路端から20メートルの範囲には該当しない
が、同線の近傍にあることから参考として確認すると、騒音に係る環境基
準において、幹線交通を担う道路（●線はこれに該当する。）に近接する空
間（道路端から20メートルの範囲）では $L A_{eq}$ 70dB以下とされる

(ただし、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営ま
ると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間 $L A e q 4$
5 $5 d B$ 以下)にすることができる。公知の事実)。

また、本件居宅はe線の近傍でもあるところ、在来鉄道の新設の際の指
針値(在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音
5 問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針)は昼間
(午前7時から午後10時まで) $L A e q 6 0 d B$ 以下である(公知の事
実)。

イ 中央環境審議会の屋内指針値

中央環境審議会の報告(騒音の評価手法等の在り方について)に記載さ
10 れている騒音影響に関する屋内指針値(生活の中心である屋内において睡
眠影響及び会話影響を適切に防止する上で維持されることが望ましい騒音
影響に関する屋内騒音レベルの指針)は、環境基準と同様に、建設作業騒
音には適用しないものとされているが、参考として指針値を確認する。

15 昼間(午前6時から午後10時まで)の屋内指針値については、会話影
響に関する知見を踏まえ、一般地域及び道路に面する地域とも $L A e q 4$
 $5 d B$ 以下とすることが適当であるとされている(公知の事実)。

2 当事者の主張の概要

(1) 申請人らの主張

ア 騒音、振動及び悪臭の発生並びに到達

20 被申請人は、令和6年2月頃から本件解体工事現場で家屋の解体工事を
開始し、午前9時頃から午後5時頃まで重機及び人力を用いて家屋を解体
し、騒音、振動及び悪臭を生じさせ、本件居宅に、申請人らが睡眠できな
い程度の騒音、物が落下する程度の振動及び建材等のものと思われる悪臭
25 を到達させた。被申請人は、早朝から夕方遅くまで稼働していたことがあ
った。また、作業時間中は、昼食と思われる時間帯を除き、継続的に騒音

が発生していた。さらに、葛飾区に対して苦情を申し立てたが改善されなかった。

申請人らが、騒音について、令和6年2月21日午前10時30分から午前11時30分頃まで、本件居宅内の本件解体工事現場に隣接した室内で、窓等を閉め切った条件の下で騒音を測定したところ、最大79.4dBを記録した。本件解体工事現場は、本件居宅の申請人らの居住区域と窓一枚を隔てるのみで、その直線距離は約1m以下であり、本件解体工事によって生じた小石が窓に頻繁に衝突するような状況であった。

イ 被害の内容及び程度

申請人らは、3人世帯で、そのうち2名が疾病によって長期療養を必要としており、日中毎日在宅しているところ、上記アの騒音、振動及び悪臭によって、療養が妨害されるだけでなく、血圧の上昇、動悸^き及び精神的苦痛を受けるなど、受忍限度を超える被害を受けた。

ウ 損害額等

上記イの被害によって申請人らが被った損害の程度は各人につき30万円を下らない。

(2) 被申請人の主張

ア 騒音、振動及び悪臭について

本件解体工事は令和6年2月8日から同月29日までの間実施したが、日曜日及び祝日は作業を行わず、作業を行う際は夕方までとしていた。また、近隣住民に対しては着工前及び工事完了後に挨拶を実施したほか、本件解体工事現場は本件居宅と密接していたことから、密接部分は手壊しにて対応し、可能な限り工期を急ぎ、必要以上に大きな音の出る重機を使わないようにするなど、配慮をした。解体工事の性質上、騒音や振動は抑えきれない部分もあるが、特別に基準値を大きく超える騒音を出したということはない。

本件葛飾区測定の際、バックホウを使用した作業を行っていたが、測定結果は72.2 dBであり、基準値を下回っていた。

イ 申請人らの被害の内容及び程度、損害額について

否認し争う。上記の騒音の程度及び騒音は断続的なものであったことからすれば、受忍限度を超えるものとはいえない。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件葛飾区測定の結果

葛飾区の職員3名が、令和6年2月22日、本件解体工事現場に赴いたところ、2棟の上物の解体は完了しており、外国籍の従業員2名が、バックホウ（アタッチメントはフォーク又はコンクリート圧砕機）を用いて、トン袋（フレキシブルコンテナバッグ）や解体後の瓦^{れき}礫を、ダンプトラックに積載する作業や、本件居宅側のブロック塀の破砕等を行っていた。

そこで、葛飾区の職員が、測定機器（g）を用いて、本件居宅と本件解体工事現場の南側道路側の敷地境界において、騒音を測定したところ、 $L A_{eq}$ は66.5 dB、 $L A_5$ （A特性騒音レベルの九十パーセントレンジの上端の数値。以下同じ。）は72.2 dBであった（測定時間63秒、高さ1.2 m、風速ほぼなし）。

なお、本件解体工事現場はe線沿い、かつ、●線の近傍であり、e線の快速等の通過音及び●線の自動車交通騒音の数値の方が、騒音としては大きな数値であった。本件葛飾区測定については、e線快速の通過や、近傍の交差点における交通事故に係る緊急車両のサイレン音が聞こえた際には測定を中断するなどして、これらの音を避けて測定した。（職1）

(2) 被申請人の対応状況

被申請人は、令和 6 年 1 月 2 6 日、葛飾区に対し、「葛飾区建築物の解体工事等に係る計画の事前周知に関する要綱」に基づき、周辺住民に対する事前周知について報告をした。被申請人が周辺住民に配布した書面には、概ね以下の内容が記載されていた。（乙 1 から 3 まで、職 1）

5 「工事名称 既存建物解体工事
工事場所 東京都葛飾区△△
工事期間 令和●年●月●日～令和●年●月●日完了予定
作業時間 8：00～18：00
基本日曜日、祝日は作業致しませんが、天候・作業状況により祝日作業する場合もあることも御了承願います。
10 尚、解体工事の為、騒音・振動等ご迷惑をお掛けいたしますが、細心の注意を払い作業を進めて参ります。
何卒宜しく願います。」

2 当裁定委員会の判断

15 申請人らが主張する本件解体工事現場からの騒音、振動及び悪臭による被害が、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、本件居宅及び本件解体工事現場の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に取られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害
20 が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである。（最高裁平成 6 年 3 月 2 4 日第一小法廷判決・集民 1 7 2 号 9 9 頁参照）

以下、この観点から検討する。

（1）被申請人の侵害行為の態様、侵害の程度について

ア 騒音について

25 本件においては、約 1 か月間の本件解体工事期間を通じて騒音を測定した結果は存在しないものの、前記認定事実（1）のとおり、バックホウ使用時

に、葛飾区職員が、敷地境界付近で騒音測定をした結果は、 $L A_{eq}$ は 66.5 dB、 $L A_5$ は 72.2 dB であった。これらの値は、測定時の作業内容、測定場所及び測定時の周辺状況がある程度明らかであり、十分な性能を持った騒音計を使用して測定されたもので、e 線快速の通過や緊急車両のサイレン音が聞こえた際には測定を中断するなどして電車の通過音や●線からの交通騒音をできる限り除外して測定されたものであることから、本件解体工事の一時の騒音を測定した結果として信用できる。また、上記騒音測定は南側道路側の敷地境界付近で行われたものであるが、測定時には本件解体工事現場ではバックホウを使用する作業が行われていたから測定可能な敷地境界付近としては上記測定場所以外になく、この測定結果は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び同施行規則に定める測定方法に従ったものと認めることができる。そして、この測定結果からは、本件解体工事によって、上記条例及び施行規則において勧告基準とされている $L A_5$ で 85 dB を超える騒音が生じていたと認めることはできない。

これに対し、申請人らは、本件居宅室内で、本件解体工事によって生じる騒音を測定した際、最大 79.4 dB を記録した旨主張し、測定結果をグラフ化したものを証拠として提出している（甲 2）。しかし、同グラフに示されている数値は $L A_5$ ではなく瞬間値であることから、上記条例及び施行規則に定める勧告基準との比較はできない。また、申請人らの主張によっても、測定時に、電車の音が聞こえる状況であったとされており、本件解体工事から生じた騒音以外の音が測定結果に含まれている可能性がある。これらの点からすると、同グラフの数値を本件解体工事から生じた騒音の測定結果として直ちに採用することはできない。なお、その測定結果を前記環境基準（昼間 55 dB）や前記中央環境審議会の屋内指針値（昼間 45 dB）と比較するためには $L A_{eq}$ を把握する必要があるが、同グラフからは明らかとはいえない。ただ、同グラフの数値は概ね 50 dB 程度を中心に分布しているこ

とは見受けられ、 $L A_{eq}$ が昼間の屋内指針値（45 dB）を超える可能性のあることは否定できないものの、本件居宅及び本件解体工事現場が e 線沿い、かつ、●線の近傍であることを考慮すると、この点を重視することはできない。

5 イ 振動及び悪臭について

申請人らは、本件解体工事中、騒音について葛飾区に苦情申立をした際に、振動及び悪臭については苦情申立をしなかったため、葛飾区による振動及び悪臭の測定は実施されていない（職1）ところ、本件解体工事から生じた振動及び悪臭の程度を示す客観的な資料は見当たらない。

10 ウ まとめ

上記ア及びイに、本件解体工事について、葛飾区に対し、申請人ら以外からの苦情や通報等はなかった（職1）ことを併せ考えると、騒音については、一定程度の騒音が発生していたことは認められるものの、上記条例及び施行規則の勧告基準を超えるような騒音が発生していたとは認められず、また、
15 昼間の屋内指針値（45 dB）を超えていた可能性は否定できないが、e 線沿い、かつ、●線の近傍であることを考慮するとその点は重視できず、さらに、申請人ら以外の周辺住民が苦情を申し立てるほどの状況ではなかったことが推認される。なお、本件解体工事中の振動及び悪臭については、周辺住民が苦情を申し立てるほどの状況ではなかったことが推認される。

20 （2）周辺の状況

前記前提事実及び前記認定事実（1）のとおり、本件居宅及び本件解体工事現場は、一方通行の道路を隔てて e 線沿いであり、かつ、●線の近傍である。また、付近では、e 線の快速等の通過音及び●線の自動車交通騒音が相当程度存在し、本件葛飾区測定の際も、これらの音の測定結果の数値の方が、本件解体工事現場から生じる音よりも大きい状況であった。これらのことからすると、
25 本件居宅及び本件解体工事現場付近では、本件解体工事期間を通じて、本件解

体工事現場から生じる音以外の騒音が相当程度存在していたといえる。

(3) 被申請人の対応等

前記認定事実(2)によれば、被申請人は、本件解体工事開始前に、工事期間や日時、騒音、振動等について細心の注意を払い作業を進める旨を記載した案内文書を、個別訪問や書面配布によって周辺住民に周知したことが認められる。また、被申請人は、作業は日曜日及び祝日を除く夕方までとし、本件居宅と密接していた部分は手壊しで対応するなど必要以上に大きな音の出る重機を使わないよう配慮していた旨主張しており、これを否定する証拠もないことからすると、被申請人の対応にことさら悪意や不誠実な点があったということ
5
10
はできない。

この点、申請人らは、稼働時間等について争うとして早朝から夕方遅くまで稼働していたことがあった、昼食時と思われる時間帯を除き継続的に騒音が発生していたと主張する。しかしながら、葛飾区によれば、本件葛飾区測定の前々日に葛飾区職員が本件解体工事現場へ赴いた際は、解体作業中ではあったが重機は確認できなかった(職1)とのことであり、解体工事という性質上、一部
15
を解体した後は廃材を運び出すなどの作業も生じるのであるから、申請人らが主張するように継続的に騒音が発生していたとの認定まではできないし、周辺住民への周知文書によれば作業時間は18時までとされているところ、具体的に18時を超えて作業が行われたことを認めるに足りる証拠はない。

また、申請人らは、申請人らのうち2名が自宅療養中で日中毎日在宅しているところ、本件解体工事によって療養が妨害されたなどと主張するが、被申請人が、本件解体工事開始前又は作業中に、本件居宅に療養中の者がいるため特に配慮が必要であることなどを認識していたことを認めるに足りる事情も見
20
当たらない。

(4) まとめ

上記(1)から(3)までの諸般の事情を総合的に考察すると、申請人ら
25

が本件解体工事からの騒音、振動又は悪臭によって一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被ったと認めることはできず、被申請人について不法行為の成立を認めることはできない。

3 結論

5 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、申請人らの本件裁定申請はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和7年2月18日

公害等調整委員会裁定委員会

10

裁定委員長 都 築 政 則

裁 定 委 員 若 生 俊 彦

15

裁定委員大橋洋一は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 都 築 政 則

20